

前払金の交付申請・請求について

〒652-0855 神戸市兵庫区御崎町1丁目2番1号
 神戸市交通局経営企画課(出納担当)
 電話(078)984-0104(ダイヤルイン)

1. 前払金の内容

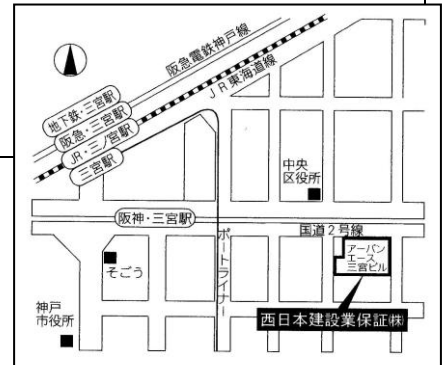
	内容・注意 等	工期が複数年度にまたがる工事（予算繰越によるものを除く）の場合の注意
(1) 前払金を交付できるもの	①請負代金額 100 万円以上の工事 ②請負代金額 100 万円以上の建設コンサルタント業務	
(2) 交付申請時期	契約締結日から1か月以内に申請してください。 ※完成期限日以降の前払金の交付はできません。	原則として年度ごとに申請できます。 ※ただし、初年度分以外の前払金は、出来高が「前年度までの出来高予定額の合計額」に達していることが確認できた日以降に申請できます。
(3) 前払金の金額	①工事:「請負代金額」の4割以内 ②建設コンサル:「請負代金額」の3割以内 ※保証事業会社が保証する金額 ※1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額	原則として、「当該年度の出来高予定額」の4割以内（建設コンサルタント業務は3割以内）です。 消費税は課税対象外です。

※設計書類に条件の記載がある場合はこの限りではありません。

2. 交付申請書類

※(1)(2)はボールペンでご記入ください。

書類名	注意事項等
(1)公共工事前払金交付申請書	建設コンサルタント業務における前払金の場合は、工事名→件名、請負金額→契約金額、完成期限→履行期限にそれぞれ読み替えてください。（請求書も同様）
(2)請求書	<ul style="list-style-type: none"> 「請求金額」は前払金額を記入してください。（消費税の記載は不要です） 工事名（件名）も必ず記入してください。 所在地、名称等はゴム印可能です。振込先は、前払金専用口座を記載してください。
(3)保証証書	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通大臣の登録を受けた保証事業会社で発行手続きを受けてください。 <p>神戸市役所からの最寄りの店 西日本建設業保証（株）兵庫支店（右図） アーバンエース三宮ビル6階 電話：（078）291-8755</p>



3. 書類提出方法

(1) 電子メールの場合

kotsu-keiyaku@office.city.kobe.lg.jp に添付ファイル形式で送付してください。件名に工事名と前払金請求の旨記載し、交通局経営企画課まで電子メール送付後に到着確認のため電話をお願いします。

(2) 郵送または持参の場合

以下までご郵送またはご持参いただくようお願いします。

〒652-0855 神戸市兵庫区御崎町1丁目2番1号 御崎Uビル3階
 神戸市交通局経営企画課 出納担当

4. 「中間前払金」について(工事請負のみ)

請負代金額 100 万円以上、かつ工期が3ヶ月以上の工事は、工期・出来高額がともに1/2を越えた場合に「中間前払金」(原則として「請負代金額」の2割以内)の請求ができます。ただし、中間前払金を交付した場合は、部分払いの請求はできません。詳しくは神戸市交通局ホームページをご覧ください。